

■ 4条1項11号

不服 2025-005871

＜本願商標＞

「パルテック」（標準文字）

第9類「測定用試験片（医療用及び獣医科用のものを除く。），測定装置の付属品としての試験片用乾燥機」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「バルテック」（標準文字）

第9類「青写真複写機，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，写真複写機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，郵便切手のはり付けチェック装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気通信機械器具，携帯情報端末，電子応用機械器具及びその部品」及び第7類、第37類、第38類

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「パルテック」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書類に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることのない造語として認識されるというのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「パルテック」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

（2）引用商標について

引用商標は、「バルテック」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書類に載録された成語ではなく、特定の意味合いを想起させる語として知られているというような事情も見いだせないことから、特定の観念を生じることのない造語として認識されるというのが相当である。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「バルテック」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

（3）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の外観において、いずれも標準文字で表してなるものであって、片仮名 5 文字により構成されるものであり、その構成文字中の「ルテック」の 4 文字を共通にする上、相違する文字についても、「ハ」に濁点を伴うか又は半濁点を伴うかの差異を有するにすぎないものであるから、両商標は、外観上、近似した印象を与える。

次に、本願商標から生ずる「バルテック」の称呼と、引用商標から生ずる「バルテック」の称呼とを比較すると、第 1 音において、「パ」と「バ」の差異を有するものであるところ、差異音が「ハ」の半濁音と濁音という近似した音として聴取され得るものではあるものの、5 音という短い音構成において印象に残りやすい語頭音に差異を有し、また、語頭音にアクセントが置かれていることから、両者をそれぞれ一連に称呼しても、聞き誤るおそれではなく聴別し得るものである。

さらに、両者は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、観念においては比較できない。

加えて、本願の指定商品は「測定用試験片（医療用及び獣医科用のものを除く。）、測定装置の付属品としての試験片用乾燥機」という専門性が高い商品であり、その需要者は専門知識を有する事業者であることからすれば、その需要者が取引の際に払う注意力は高いとみるのが相当である。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観上近似した印象を与え、観念においては比較できないものの、称呼において明瞭に聴別できるものであり、取引の際に払われる需要者の注意力が高いという取引の実情を踏まえて全体的に考察すれば、両者は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4)まとめ

以上のことより、本願商標は引用商標とは非類似の商標であるから、本願の指定商品と引用商標の指定商品が同一又は類似であるとしても、本願商標は、商標法第4条第1項第1号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第1号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「パルテック」と引用商標「パルテック」は、外観上近似した印象を与え、観念においては比較できないものの、称呼において明瞭に聴別できるものであり、取引の際に払われる需要者の注意力が高いという取引の実情を踏まえて全体的に考察すれば、両者は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

本事件における本願商標「パルテック」と引用商標「パルテック」の違いは、語頭の「パ」と「バ」の文字の差異だけであり、商標の類否が争われた事例としては、典型的というか、ある意味で非常にわかりやすいケースといえそうです。

ただ、本審決では、近年の「よくある」審決の理由とは若干異なった、特徴的といえる点が二つあります。

一つは、本願商標「パルテック」と引用商標「パルテック」は、相違する文字について、「ハ」に濁点を伴うか又は半濁点を伴うかの差異を有するにすぎないものであるから、外観上、近似した印象を与えるとされている点です。この点、文字商標同士が比較される場合に、外観が近似すると判断されるケースはかなり珍しいといえます。

もう一つは、本願商標の指定商品が専門性の高い商品であることから、その需要者は専門知識を有する事業者であることからすれば、その需要者が取引の際に払う注意力は高いと認められており、この事情が両商標の類否判断において参酌されている点です。

後者の点について、最近の商標実務においては、商標の類否を真っ向から争う場面で、指定商品・指定役務の限定をするというのは昔ほど見かけなくなった気がしますが、このような審決を目にすると、場合によってはやはり有効であるなど実感する次第です。

(弁理士 永露 祥生)

<2025年12月14日>